

第2回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年2月12日（水）午後2時～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 現在の感染状況について
- (2) 国及び京都府の対応状況等について
- (3) 今後の感染拡大防止対策等について

3 閉 会

府内感染者の状況について

令和2年2月12日

【1 例目】

(1) 感染者の概要

京都市 20代女性

(2) 現在の状況

症状が軽快し、検査によって2回陰性が確認され、厚生労働省の退院に関する基準に合致したため、2月11日退院

(3) 濃厚接触者の状況

濃厚接触者はいない

【2 例目】

(1) 感染者の概要

京都市 20代男性

(2) 現在の状況

症状が軽快し、検査によって2回陰性が確認され、厚生労働省の退院に関する基準に合致したため、2月8日退院

(3) 濃厚接触者の状況

- ・ 1名特定
- ・ 2月6日に検査した結果、陰性

新型コロナウイルス感染症疑い患者発生時対応フロー

帰国者・接触者相談
センター（保健所等）

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者からの受電

「疑い例」の判断基準

- ア 発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルスの感染症の鑑別を要したもの

該当

非該当

一般医療機関
の受診勧奨

帰国者・接触者外来に受診調整

帰国者・接触者外来

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診察

「疑似症患者」の届出基準

- ア 発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルスの感染症の鑑別を要したもの

該当（特定の感染症と診断できない）

他の疾患と診断

法第12条の届出

一般医療機関
の受診勧奨
保健所への連絡

積極的
疫学調査

検体採取

検査

陽性

陰性

感染症指定医療機関

感染症病床へ入院
（知事勧告→措置）

保健所による
経過観察

医療関係団体との調整事項

「疑似症患者」の届出基準

- ア 発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルスの感染症の鑑別を要したもの

■ どのような患者を検査するか。（基準エの判断）

疑い患者の要件（エ）について、次の要件をすべて満たすことを適用基準とする。

- 1 （可能であればCTで）肺炎像の確認
- 2 他の感染症（インフルエンザ、マイコプラズマ、レジオネラ等）の否定
- 3 中華人民共和国に関連する曝露歴

帰国者・接触者外来の医師と保健所長が調整の上、検査の実施を決定。

■ 帰国者・接触者外来受診後、検査結果が出るまでの間の患者の処遇

検査結果待ちの疑似症患者について、次のいずれかの対応をとる。

- 1 入院加療が必要な場合は、感染症指定医療機関の感染症病床に入院。
- 2 入院加療が不要な場合は、自家用車で帰宅し自宅療養、又は届出医療機関内で待機。

※ 厚生労働省から上記事項について具体的な通知、指示なし

新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

【報道】

※令和2年2月12日朝時点

	中国	香港	マカオ	台湾	タイ	韓国	米国	ベトナム	シンガポール	フランス	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カナダ	カンボジア
患者	42,638人	49人	10人	18人	33人	28人	13人	15人	45人	11人	15人	18人	1人	7人	1人
死亡	1110人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

	スリランカ	ドイツ	アラブ首長国連邦	インド	フィリピン	フィンランド	英国	イタリア	スペイン	スウェーデン	ロシア	ベルギー	日本	合計
患者	1人	16人	8人	3人	3人	1人	8人	3人	2人	1人	2人	1人	28人	42,979人
死亡	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1,112人

※国籍別ではなく、患者・死亡者が発生した場所(国)別に集計している
※中国の死亡者には、日本人1名を含む

【厚生労働省】

○国内の発生状況(令和2年2月11日時点)

	PCR検査陽性者						
	うち無症状者	うち有症状者	うち退院した者	うち入院中の者			うち死亡者
				うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち確認中	
国内事例(チャーター機除く)	16	0	16	10	6	0	0
チャーター機帰国者事例	12	3	9	0	9	0	5
合計	28	3	25	10	15	0	5

○横浜港に到着したクルーズ船の状況(令和2年2月11日時点)

検査結果が判明した439名中135名で陽性確認。現在引き続き検査実施中

新型コロナウイルス感染症の国内発生例について

令和2年2月11日時点

<国内事例(チャーター便及びクルーズ船を除く)>

	年齢性別	発症日	公表日	入国日	帰国日	濃厚接触者の状況
1例目	30代男性	1月3日	1月16日	1月6日		38名特定し、健康観察は1月24日で終了
2例目	40代男性	1月14日	1月24日	1月19日		32名特定し、健康観察は2月6日で終了
3例目	30代女性	1月21日	1月25日	1月18日		7名特定し、健康観察実施中
4例目	40代男性	1月23日	1月26日	1月22日		2名特定し、健康観察実施中
5例目	40代男性	1月22日	1月28日	1月20日		3名特定し、健康観察実施中
6例目	60代男性	1月14日	1月28日	日本人	—	22名特定し、健康観察実施中(うち2名は8例目、12例目) ※1
7例目	40代女性	1月26日	1月28日	1月21日		2名特定し、健康観察実施中
8例目	40代女性	1月20日	1月29日	(在大阪)	—	2名特定し、健康観察実施中 ※2
9例目	50代男性	1月25日	1月30日	日本人	1月13日	3名特定し、健康観察実施中
10例目	30代女性	1月24日	1月30日	1月20日		4名特定し、健康観察実施中
11例目	20代女性	1月23日	1月30日	(在京都)		なし
12例目	20代女性	1月20日	1月31日	(在千葉)	—	1名特定し、健康観察実施中 ※3
13例目	30代女性	1月30日	2月4日	1月21日		4名特定し、健康観察実施中
14例目	50代男性	1月26日	2月4日	1月22日		調査中(来日中検査陰性、帰国後保存していた喀痰等再検査し陽性) ※4
15例目	40代男性	1月24日	2月5日	1月21日		2名特定し、健康観察実施中
16例目	20代男性	1月25日	2月5日	(在京都市)		1名特定(陰性)し、健康観察実施中

※1 患者は武漢市観光客バスツアー運転手

※2 患者は6例目の患者の運転するバスのバスガイド

※3 患者は6例目の患者の運転するバスのバスガイド

※4 患者は4例目の患者と同じバスツアーに参加

○ 検査実施状況：2月9日18:00現在で計174件の検査を実施。そのうち16例が陽性。158例が陰性。

○ 患者内訳：中国からの観光客 9名
 その他 7名(①神奈川県、⑥奈良県、⑧大阪府、⑩三重県、⑪⑬京都府、⑫千葉県)

<武漢市からのチャーター便での発生状況>

	年齢性別	発症日	公表日	入国日	帰国日	濃厚接触者の状況
1例目	50代男性	確認中	1月30日	日本人	1月29日	チャーター便搭乗者のみ
無症状①	40代男性	—	1月30日	日本人	1月29日	
無症状②	50代女性	—	1月30日	日本人	1月29日	
無症状③	30代男性	—	1月31日	日本人	1月30日	
2例目	40代男性	確認中	2月1日	日本人	1月31日	調査中
3例目	40代男性	1月26日	2月1日	日本人	1月31日	2名特定し、健康観察実施中
4例目	40代男性	2月1日	2月1日	日本人	1月31日	11名特定し、健康観察実施中 ※5
5例目	50代女性	1月31日	2月4日	日本人	1月30日	調査中
6例目	50代男性	2月5日	2月5日	日本人	1月30日	なし ※6
7例目	20代男性	2月7日	2月8日	日本人	2月7日	調査中
8例目	40代男性	2月8日	2月11日	日本人	1月30日	家族2名が濃厚接触者の疑い。詳細調査中
9例目	50代男性	2月7日	2月11日	日本人	1月29日	調査中

※5 当初、無症状としていたが、2月1日に発症

※6 当初、無症状としていたが、2月5日に発症

<クルーズ船での発生状況>

○ 検査結果が判明した439名中135名で陽性確認。現在引き続き検疫実施中

京都府の主な取組について

資料3

令和2年2月12日

- 凡例 ・ アンダーライン：前回本部会議以降の取組
・ 太字：特に重要な項目

<健康福祉部>

(1) 医療及び診療体制

- 医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり呼吸器症状を呈して医療機関を受診した患者には、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うことについて通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 第一種及び第二種感染症指定医療機関に対し、緊急連絡体制を確認（1月24日）
- 外国語対応が可能な医療機関（34カ所）に対し、疑い患者が受診した場合の適切な対応について周知（1月27日）
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知（1月30日）
- 職員1名がDPAT事務局の用務に従事（2月2日～2月4日）
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター（保健所等）を通じた受診調整を実施（2月6日）
- 京都からDMATチーム4名がクルーズ船の乗客・乗員の救急診療・健康管理活動に従事（2月9日～2月11日）
- 感染症指定医療機関に対する防護服セット、簡易陰圧装置の購入費補助（令和元年度2月補正予算案）
- 外国語対応が可能な医療機関等に対する医療資材の支援（令和元年度2月補正予算案）
- 携帯型翻訳機の感染症指定医療機関等への配備（令和元年度2月補正予算案）

(2) 検査・報告

- 医療機関に対し、疑わしい患者が受診した場合、保健所に情報提供を行うことについて通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 保健所に対し、医療機関から報告があった場合の疫学調査の実施及び国立感染症研究所での検査実施について通知（1月8日、1月16日、1月24日）
- 国立感染症研究所と連携し、保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制を整備（1月31日）
- 医療機関に対し、湖北省から帰国した職員を把握した場合、保健所に報告すること等を通知（2月4日）
- 保健所疫学調査、検体検査に係る資材の購入（令和元年度2月補正予算案）
- 携帯型翻訳機の保健所への配備（令和元年度2月補正予算案）

(3) 医療衛生材料の確保

- 薬局及びドラッグストアに対し、マスク等の買い占めが行われないよう留意すること、医薬品等の卸売販売者に対し、新型コロナウイルス感染症の治療を行う機関で医療衛生材料が不足することがないよう配慮することを通知（2月3日）

(4) 社会福祉施設等への注意喚起

- 施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- 新型コロナウイルスのQ&A等を周知（1月30日、2月7日）
- きょうと子ども食堂補助金対象団体、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業受託団体に対して、新型コロナウイルスのQ&A、専用相談窓口の開設を周知（1月31日）
- 感染対策マニュアルの徹底や武漢市を含む湖北省から帰国した職員がいる場合の対応等について徹底（2月3日）

(5) 宿泊施設への注意喚起

- 施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- 保健所が行う疫学調査への協力や、宿泊者が発熱をした場合、施設に申し出ることの伝達、従業員の適切な受診等について通知（1月24日）
- 専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 訪日外国人に対する医療機関情報を発信するセーフティーガイドブックを配布（2月6日）
- 営業者が日頃注意すべき事項、感染が疑われる患者が発生した場合の対応を通知（2月6日）

(6) 府民への情報提供、感染症予防対策

- 府庁及び各保健所に専用相談窓口を設置（1月29日設置、2月1日より土日祝にも拡充）
- 府庁及び各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置（2月6日）
- 患者等立ち寄り施設における自主的な防疫対策に対する助成、府民利用施設への消毒用品の配置（令和元年度2月補正予算案）
- 府民向け啓発リーフレットの作成・配布（令和元年度2月補正予算案）

<知事直轄組織（知事室長）>

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 京都府ホームページに、新型コロナウイルス感染症の発生について掲載し、手洗いの励行等の感染防止対策、武漢市からの帰国者に対する受診時の注意事項等を周知（1月6日～随時更新）
- 京都府ホームページに、英語及び中国語で、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載（1月24日、1月30日）するとともに、国際センター及び大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知（1月30日、1月31日）府内市町村と情報共有（1月30日、1月31日）
- 京都府名誉友好大使に注意喚起メールを送信するとともに、友人・知人にメールを転送するよう依頼（1月31日）
- 府所管留学生寮の寮生に対し、留学生オリエンテーター（府嘱託職員）を通じて注意喚起を行い、母国への帰省、国内旅行等、不在の場合の行き先等を把握（1月22日～）
- ツイッターによる情報発信（1月24日～）
- ラジオによる情報発信（2月1日～）
- 府民だより3月号において注意喚起

<知事直轄組織（職員長）>

【所管施設等における感染防止対策】

- 感染予防対策の徹底に関する職員長通知の発出（1月31日）
- 窓口対応等を行う職員用にマスクを配付（1月31日）

<危機管理部>

【関係機関との連携強化】

- 各消防本部に対し、感染者（疑似者含む）を救急搬送した場合には、府に報告するとともに、救急車の消毒や救急隊員の健康管理に留意するよう通知（1月17日、22日）
- 新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」指定に伴い、各消防本部に対し、感染者（疑似者含む）を救急搬送した場合の対応について、保健所と調整して搬送協力を行うよう通知（2月3日、4日）

<総務部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 庁舎（議会棟、福利厚生棟、別館等含む）入口にアルコール消毒液を設置（1月31日）

<政策企画部>

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 各DMOのホームページに、新型コロナウイルス感染症の発生にあたり、健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、感染防止対策の実施について掲載（1月28日～）

【国等への要請】

- 全国知事会「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」（2月5日）

<府民環境部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 所管府民利用施設に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供するとともに、施設利用者の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内における感染防止対策の実施を依頼するとともにアルコール消毒液を設置（1月23日、1月27日、1月30日、2月4日、2月6日）
- 1号館1階受付、府政情報コーナー、府政情報センターの各カウンターに消毒液設置、予防啓発ビラ貼付（2月3日）

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 各市町村や事業者団体等に対し、廃棄物処理における作業者の感染防止について周知徹底を依頼（1月27日、1月31日）
- 知事認可の水道事業者等に対して、水道用水の供給に関わる職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策について周知徹底を依頼（1月31日）
- 府民向けに、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法等についてホームページで周知（2月7日）

<文化スポーツ部>

【学校における感染防止対策】

- 府内各私立学校・大学に対し、正しい情報に基づく適切な判断・行動、疑わしい症状のある方への受診勧奨、咳エチケットや手洗い等の感染防止対策の励行について校内周知するよう通知するとともに、疑い事象発生時の府への情報提供について協力依頼（1月23日、1月30日）
- 府内各私立学校（大学除く。）に対し、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」指定に伴う学校保健安全法上の対応（校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができる）について通知（1月29日）
- 府内各私立学校（大学除く。）に対し、中国から帰国した児童生徒等への対応の当面の考え方について通知（1月30日、2月4日）
- 府内各私立学校・大学に対し、京都府及び京都市の「帰国者・接触者相談センター」設置について通知（2月6日）

【所管施設等における感染防止対策】

- 所管文化施設あて、関連情報ホームページで最新情報を確認し、安全確保に細心の注意を払うよう通知（1月27日）
- 所管文化・スポーツ施設に対し、消毒用エタノールの設置の有無を確認し、未設置の施設には、設置を依頼（1月28日）
- 文化スポーツ施設に対し、感染予防対策の徹底、利用者への注意喚起の掲示等について通知（1月31日）
- 所管文化・スポーツ施設及び各市町村あて、訪日外国人旅行者向け日本政府観光局（JNTO）コールセンターの周知について協力依頼（2月5日）

＜商工労働観光部＞

【府民・関係団体等への注意喚起】

- ホテル・旅館等の宿泊施設、旅行業、観光協会等に対し、施設利用者等の健康状態への留意、疑わしい症状のある方への受診勧奨、施設内等における感染防止対策の実施について通知（1月22日）
- ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 企業・商業施設に対し、施設利用者や従業員が感染防止対策を実施するよう通知（1月29日）
- 企業・商業施設に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）
- 旅行者向けに、京都府観光連盟ホームページにおいて日本語及び英語、中国語で注意喚起を実施（1月27日、28日）
- 旅行業、観光協会等に対し、専用電話相談窓口の体制拡充を周知（1月31日）

【中小企業等への支援】

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設（2月6日）

＜農林水産部＞

【府民・関係団体等への注意喚起】

- 農林漁業関係団体や外国人を雇用する事業者等に対し、感染防止対策、武漢市等からの帰国者・渡航者に対する注意事項、相談窓口の設置等を周知（1月22日、28日）
- 集客施設や農林漁業体験民泊等に対し、注意喚起と感染防止対策、相談窓口の設置について周知（1月22日、28日）

<建設交通部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 京都縦貫自動車道（京都府道路公社管理区間）のパーキングエリアにアルコール消毒液を設置（1月30日から）
- 京都府立都市公園（指定管理者公園）に、トイレ・手洗い場等への手洗い励行掲示及び消毒液等を配備するとともに、職員のマスク着用を徹底（1月28日）
- 交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供するとともに、従業員の感染予防及びまん延防止等を依頼（1月31日）
- 京都府内の道の駅（18駅）の施設管理者に対し、アルコール消毒液を設置するよう依頼（2月3日）するとともに、日本政府観光局（JNTO）訪日外国人旅行者向けコールセンターを周知するよう依頼（2月7日）

<港湾局（建設交通部・商工労働観光部）>

【所管施設等における感染防止対策】

- 貨物船等が着岸するふ頭内に注意喚起の張り紙を掲示（1月24日）
- 中国からの貨物船が着岸するふ頭に、着岸船舶の船員等に向けた消毒液を設置（1月31日）
- 4月3日（金）寄港予定のコスタ ベネチアは無線検疫の予定であり、乗下船口、トイレ他に消毒液を設置予定
※中国出航後14日以内に来航するクルーズ船については、サーモグラフィ等の臨船検疫が必要であり、初寄港は、5月7日（木）の予定

【関係機関との連携強化】

- 中国からのクルーズ船、国際フェリーの寄港中止等の港湾関係者への情報共有を図るため、舞鶴港安全委員会を開催（1月31日）
- 中国からの貨物船が着岸する国際ふ頭、第2ふ頭に、疑わしい症状がある者が発見された場合の一時隔離スペースを確保（1月31日）
- 貨物船の乗組員に対し、大阪検疫所の検疫官が無線検疫を行い、異常な症状があれば入港させない措置を実施（従来から実施）
- 港湾関係事業者に対し、1月31日付け国家安全保障会議決定「2月1日0時より日本への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において、発行された同国旅券を所持する外国人について、原則、本邦に上陸することができない」旨、情報提供（2月1日）
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況と感染防止対策に係る情報共有、関係機関の連携を図るため舞鶴港健康危機管理連絡会議を開催（大阪検疫所主催 2月10日）

<教育委員会>

【学校における感染防止対策】

- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、新型コロナウイルス感染症関連情報を提供（1月22日、23日、24日、2月4日、5日）
- 市町（組合）教育委員会、児童生徒、保護者、教職員等に対し、咳エチケットや手洗い等の感染症対策等を周知（1月27日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、「指定感染症」の指定に伴い、当該感染症に感染した児童生徒については、治癒するまで出席停止できることを周知（1月29日、2月3日）
- 市町（組合）教育委員会、学校等に対し、中国から帰国した児童生徒等に対する発熱や呼吸器症状の確認、人権の配慮、就学の機会の確保等について周知（1月30日、2月4日）

<京都府警察本部>

【所管施設等における感染防止対策】

- 警察署庁舎出入口にアルコール消毒液を設置（1月30日）

【関係機関との連携強化】

- 各警察署等に対し、関係機関との連絡体制の構築、情報共有を依頼（1月30日）

府政記者室、経済記者クラブ 同時資料配布

「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度の開始について

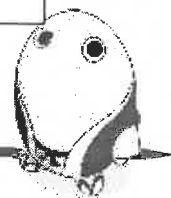
令和2年2月5日

京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部商工労働観光部中小企業総合支援課
(担当：金融・経営支援担当 075-366-4357)

京都府及び京都市では、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げ等の減少、又は原材料費等の高騰により業況が悪化している中小企業者等の経営を支援することを目的として、令和2年2月6日から「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を開始します。

<新型コロナウイルス対応緊急資金の概要>

融 資 対 象 者	京都府内に事業所等があり、府内で6か月以上継続して同一事業を行っている事業者で、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者等 (1)直近1箇月間の売上高等が前年同期と比して10%以上減少している者 (2)直近1箇月間の原材料費等が前年同期と比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者
融 資 期 間 等	運転資金10年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可)
融 資 限 度 額	有担保2億円、無担保8,000万円
融 資 利 率	年1.2% (固定金利)
受 付 機 関	京都府制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、商工組合中央金庫
実 施 期 間	令和2年2月6日から令和2年9月30日まで (予定)
本制度に係る 問い合わせ先	京都府商工労働観光部中小企業総合支援課金融・経営支援担当 TEL：075-366-4357



新型コロナウイルス対応緊急資金

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、次のいずれかの要件を満たす方 ①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて10%以上減少している方 ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べて10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方 《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可>
融 資 利 率	◆年1.2%（固定金利）
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の普通保証利用可能額の範囲内
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の保証が必要 < 原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要 >
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫
実 施 期 間	◆令和2年2月6日から令和2年9月30日まで（予定）

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

新型コロナウイルスについては、1月9日に中華人民共和国湖北省武漢市で検出、初の感染症による死者が確認されて以降、中華人民共和国を中心に感染が拡大しており、世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言を受け、国際社会を挙げて対策が講じられているが、感染拡大は依然として留まるところを知らず、予断を許さない状況である。

日本国内で1月16日に初めての感染者が確認されて以降、国においては、水際対策や感染拡大の防止に取り組まれており、1月30日には対策を総合的かつ強力に推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置され、2月1日には新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定が施行されたところである。

都道府県においても、対策本部等を設置し、住民への情報提供など様々な対策を講じており、全国知事会としても、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、各都道府県の対応状況や今後の対策に関するニーズ等の把握及びそれらを踏まえた必要な対策のとりまとめなどに取り組んでいる。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、武漢市への滞在歴のない日本人の感染、ヒトからヒトへの感染、無症状病原体保有者の存在が確認されるとともに、潜伏期間が最大10日程度と考えられていることなどから、国民の不安は拡大している。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、今後とも情勢の変化を踏まえながら、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、下記のとおり総合的かつ強力な対策を講じるよう強く求める。

記

1 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

2 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策に関する情報について、きめ細かにかつ分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。

3 感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR用検査試薬の十分な提供などの地域における検査体制を整備すること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器、外国語対応などの医療体制の整備に係る支援を拡充すること。

さらに、診察や治療に当たる医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できる体制を構築すること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや、軽症者への対応などの医療機関における患者受入などに係るマニュアルを早急に提示すること。

4 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の蔓延防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。

併せて、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示すること。

また、デマや流言等による感染者への偏見、差別的な扱いについても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

5 感染拡大の防止に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携してワクチンの早期開発に取り組むこと。

併せて、必要な医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具など）の全国的な生産・供給調整について、国の責任において、在庫量の不足や偏りを早期に是正すること。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、セーフティネット保証の幅広い指定を速やかに行うなど必要な対策を講じること。

また、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など誘客のための取組に対する支援を行うこと。

7 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、予備費の活用なども含めて、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月5日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

全国知事会	会長	飯泉	嘉門
全国知事会	総務常任委員会委員長	西脇	隆俊
全国知事会	社会保障常任委員会委員長	平井	伸治
全国知事会	危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩	祐治